

Weekly Report

第252号
平成26年2月17日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

所得税の確定申告における注意点など

本日から平成25年分所得税の確定申告がスタートします(3月17日まで)。

◆確定申告をする際の主な注意点等は

◎医療費控除……入院給付金などがある場合は、補填の対象となった医療費から差し引きます。なお、病気予防や健康増進のための費用(予防接種やビタミン剤など)は対象外です。

◎地震保険料控除……18年12月31日までに締結している長期損害保険契約等に係る損害保険料は、地震保険料控除が適用できます。

◎扶養控除……同居をしていない場合でも、仕送り等で生計が一であれば適用できます。なお、16歳未満は対象外です。

◎寡婦(夫)控除……夫(妻)と死別もしくは離婚した方で一定要件を満たす場合は、所得控除を受けることができます。

◎給与以外に収入がある場合……FX(外国為替証拠金取引)の利益や、ネットでの収入(アフィリエイトなど)がある場合、必要経費を差し引いた所得が20万超であれば申告が必要です。

◎上場株式等で損失の繰越控除などを適用する場合……特定口座(源泉徴収あり)でも申告が必要です。なお、申告をした場合は、譲渡益等(繰越損失を控除する前の金額)が「合計所得金額」に加算されるため、配偶者控除などに影響が出ることがあります。

◎国外で得た所得がある場合……居住者(非永住者は除く)は国外にある不動産や株式等の譲渡等による所得がある場合、申告が必要です。なお、25年末時点で5千万超の国外財産がある方は、国外財産調書を3月17日までに提出する必要があります。

NISAでも配当金の受取方法で課税対象に

今年からNISA(少額投資非課税制度)が開始されましたが、証券会社で開設したNISA口座で買付けた上場株式の配当金や、ETF・REITの配当金の受取方法について、郵便局等で受け取る「配当金領収証方式」や、指定の銀行口座で受け取る「登録配当金受領口座方式・個別銘柄指定方式」を選択している場合、配当金等は非課税にならず、課税(20%)されてしまいます。

非課税とするためには、証券会社の取引口座で受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要がありますので、注意しましょう。

なお、株式投資信託の配当金や、上場株式等の売却益は、配当金受取方式に関わらず非課税です。

国民年金の2年前納の申込は今月末まで

国民年金では、6カ月又は1年分の保険料をまとめて前納することで、毎月納付より割引される前納制度があります(26年度の割引額は1年前納の場合、口座振替3840円、現金納付3250円)。

26年度から、新たに「2年前納」ができるようになり、14800円(26年4月～28年3月分)の割引が受けられます。

なお、2年前納の取扱いは口座振替のみとなり、利用する場合には2月末までに申込手続きを行う必要があります。